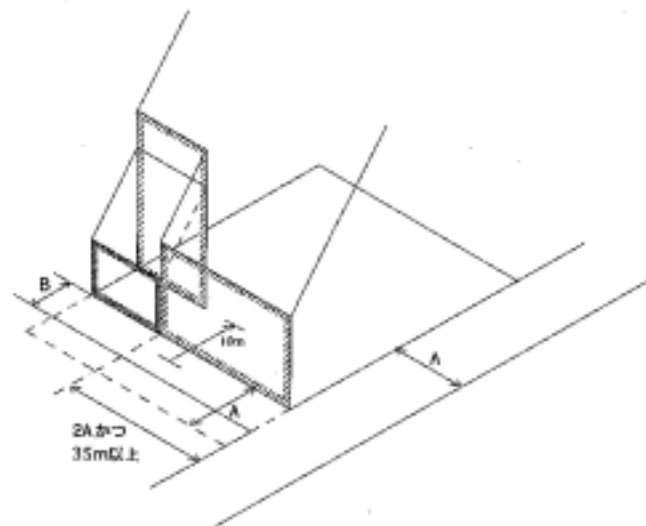
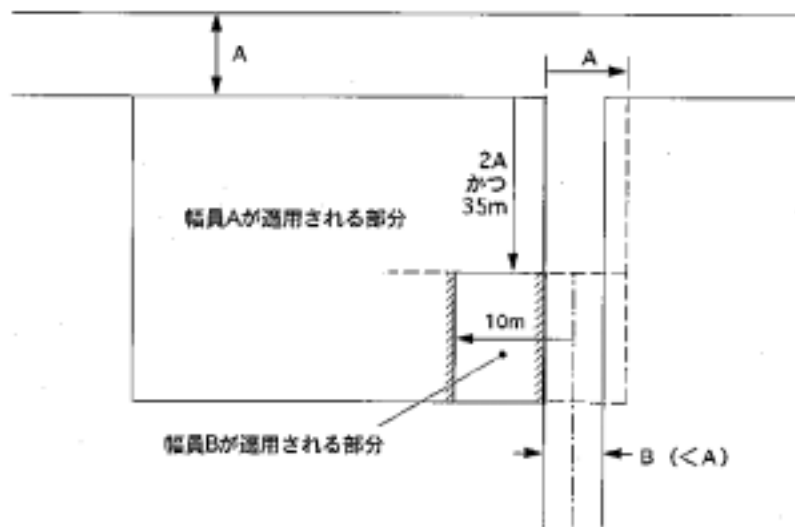


なお、用途地域等が異なっても、道路制限勾配が同一である場合には敷地を区分して算定・比較する必要はない。

- ⑤ 建築物の前面道路が2以上ある場合には、令第132条又は令第134条第2項の規定により区分される敷地の区域ごとの計画建築物及び道路高さ制限適合建築物の部分で天空率を算定・比較すること。この場合に、各々の前面道路ごとにその面する方向における道路高さ制限適合建築物を想定すること。また、一部の前面道路についてのみ道路高さ制限を適用除外とすることはできないこと。

【2以上の前面道路がある場合】

●令第132条第1項の適用関係のイメージ



●令第132条第2項及び第3項の適用関係のイメージ

例えば、図のように敷地の外周のすべてが道路である場合でいずれの幅員も異なる場合には、最小幅員の道路Cについては、4つの区域ごとに幅員が異なる高さの制限を受けることとなる。

